

総会

配布：一般

2015年2月3日

第69会期

議事日程議題 64(a)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/484)]

69/158. いじめからの子どもの保護

総会は、

児童の権利条約¹が子どもの権利の促進と保護における基準を構成することまた同条約の締約国は、その中で認められた権利の実施のためにあらゆる適切な立法上の、行政上のそしてその他の措置を引き受けるものとすることを強調し、

子どもの権利に関する総会の従前の全ての諸決議およびいじめに対する子どもの保護に関連する人権理事会により採択された諸決議を想起し、

人権教育および訓練に関する国際連合宣言²もまた想起し、そして寛容に関する原則の国際連合教育科学文化機関宣言³の採択に留意し、

2006年の子どもに対する暴力に関する国際連合報告書、「学校での暴力への取組：世界的な視点－基準と実践の間のギャップを埋めること」と表題のついた子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表報告書、「子どもの可能性を解放しリスクを最小限にすること：情報通信技術、インターネットと子どもに対する暴力」と表題のついた2014年のテーマ別報告書、そしていじめに関する言及を含んだ、「白昼の死角：子どもへの暴力防止キャンペーンレポート統計版」と表題の付いた、子どもに対する暴力に関する国際連合児童基金の2014年報告書に留意し、

¹ 国際連合、条約集、第1577巻、No. 27531.

² 決議66/137、添付文書.

³ A/51/201、添付文書、付属書類I.

ネットいじめを含む、いじめは、暴力や攻撃を通して表明されることがあり、またあらゆる形態のいじめは、子どもの権利および子どもの福祉について悪い影響を有することがあり、そして子どもの中のいじめを予防しそして取り除く必要性に気づくことを認識し

世界の異なる部分でのいじめの発生および自分の仲間により虐待された子どもは、広範囲におよぶ情緒的な問題の、並びに自らの可能性をはっきり理解する個人の能力についての長期的な潜在的影響の危険性の高まりがあるかもしれないという事実について懸念し、

幾つかの諸国において、関連する国際連合機関や制度は、いじめに対処しまた予防する国の能力を高めるため、要請に基づいて、技術的協力や支援を提供してきていることを認め、

家族は、子どもの最善の利益のために、子どもの養育と保護について主要な責任があること、そして子どもの個性の十分且つ調和した発展のために、子どもは家庭環境の中でまた幸福、愛および理解の雰囲気の中で育つべきであることを認識し、

子どもを取り巻く環境は、子どもの行動に影響することがあることをまた認識し、そして家族の構成員、法定後見人、介護者、教師および市民社会が持っているべきまたメディアがいじめ防止に持っているべき重要な役割を更に認識し、

いじめに関する適切な統計的な情報を生み出すことの重要性を更に認識し、

いじめに対する増加した脆弱性を含む、新しい情報通信技術とアプリケーションの誤用と関係を有する危険に留意し、それと同時に新しい情報通信技術とアプリケーションが、教育を高めるための、そして、特に子どもの権利について学びまた教えるための新しい方法を作り出すことがあり、また子どもの保護を促進する有益な道具となることを強調し、

脆弱な状況にある子どもがいじめられる大きな危険にあることまた子どもはいじめの異なる形態に直面するかもしれないことを認識し、

1. ネットいじめを含む、いじめは、子どもの人権の享受に対する長期の潜在的影響をもつことがあることそしていじめにより影響を受けたまたはいじめに関与した子どもに対する悪い影響を認識する。

2. いじめは、特に差別や固定観念と関係を有することがあること、そしてどんな根拠のいじめでも防止するためには行動は、取られるべきである。

3. 加盟国に対し、以下のことを奨励する。

(a) いじめの形態を含む、あらゆる暴力の形態を防止し、それらから、子どもを守るためのあらゆる適切な措置を、そのような行為に迅速に対応することにより、学校を含んで、講じること、そしていじめにより影響を受けたまたいじめに関与した子どもに対して適切な支援を提供すること。

(b) そのことにより誰もが寛容と他の者の尊厳に対する尊敬並びに全ての社会においてそのような尊敬を確保する手段と方法を学ぶ、長期のまた生涯の過程としてのものを含む、教育を促進しそして教育への投資を継続すること。

(c) 国のレベルでの性別、年齢およびその他の関連する変数により成分に分けられた統計的な情報並びに資料を生み出すことおよびそれに基づいて効果的な公的政策を念入りに作るための基礎としての、いじめの問題に関する、障がい者についての情報を提供すること。

(d) いじめからの子どもの保護に関して、子どもの参加を得て、関与している家族の構成員、法定後見人、介護者、若者、学校、地域社会、共同体の指導者およびメディア並びに市民社会組織の市民意識を向上すること

(e) ネットいじめを含む、いじめの防止および取組のための国民の経験および最善の慣行を共有すること。

4. 事務総長に対し、加盟国および関連する利害関係者により提供された情報を利用しつつ、関連する国際連合組織と共同して、原因および効果を強調して、いじめから子どもを保護すること、いじめを防止しそして対応する良い慣行や指針について、総会の第 71 会期に報告書を提出することを要請する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日